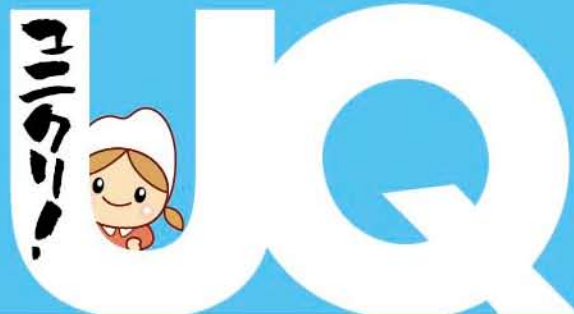




www.ja-sorachiminami.or.jp



JAそらち南
コミュニティ情報誌
新年特別号
JAそらち南コミュニティ情報誌/UNIQLI
新年特別号
2012年1月15日
発行 所らち南農業協同組合
北海道夕張郡栗山町中央3丁目104
TEL 0123-72-1313 FAX 0123-72-3364
http://www.ja-sorachiminami.or.jp
※UNIQLI(ユニクリ)
JA由仁町とJAくりやま、2つの旧JAの頭文字
から生まれた造語。また「UNI」には単一のとい
う意味があり、旧2JAが一体となってこれから
歩んで行くという気持ちが込められています。

2012 HAPPY NEW YEAR



あけましておめでとうございます。皆様が希望に満ちた新春を迎えられたことを心からお慶び申し上げます。

昨年、東日本大震災という未曾有の大災害が発生しました。被災された皆様にお見舞い申し上げるとともに、一日も早い復興を心からご祈念申し上げます。

JAそらち南は今年で4年目を迎えます。これまでも私達は、Aコープ店舗と直売所において新鮮で安心・安全な地場産農産物をお届けし、また、給油所や貯金・融資・共済事業などを通じて、農業者以外の方々にもJAの各事業を気軽にご利用いただけるよう努めてまいりましたが、今年はより一層、JAそらち南を身近な存在として実感していただくために、皆様の声を聞き、地域のニーズにこたえて参りたいと決意しております。

JA職員には何なりとご意見・ご要望をお伝えください。よりよいJAを皆様と共に築くためにこれからも精一杯頑張ります。

所らち南農業協同組合

代表理事組合長 大友伸彦

昨年12月下旬に発刊致しましたJAコミュニティ誌に掲載した「昔ながらのいなり寿司」の記載内容に誤りがありました。

関係各位にお詫び申し上げるとともに、あらためてご紹介いたします。



昔ながらのいなり寿司

栗山町北学田
坂口由紀子さん



小揚げ…5袋
だし汁(水でもよい)…カップ1・1/2
砂糖…カップ1・1/2杯
正油…大さじ7杯
みりん…大さじ1・1/2杯
米…カップ3
同量の水
あわせ酢…砂糖大さじ1・1/2杯＋
塩小さじ1杯＋酢大さじ5杯
白胡麻…大さじ3杯

小揚げを一枚ずつはたいて半分に切り開きます。
鍋に湯を沸かし煮立ったら小揚げを入れ一煮立ちさせます。
一煮立ちした鍋を蛇口の下に10分間油抜きします。
(この10分が重要美味しく味付けする為の10分です)
だし汁、砂糖、正油を鍋に入れ一煮立ちした所で油抜きし水切りした小揚げを入れ煮ます。
最後にみりんを入れ照りを良くします。(箸を使わずへらで皮が破けます)



スーパードに行けば味つけの物が
沢山ありますが
おばあちゃんがいなり美味しいと
喜んで食べる孫の顔
幸せ感じます



確かな保障

JA共済

余裕資金を有効活用

JAの 積立型終身共済

入るんです

年齢は40歳～75歳

共済金額は50万円以上からご加入いただけます。



〈ご契約例〉

■女性 ■60歳 ■一時払掛金1,000,000円 ■共済金額1,369,300円 の場合
積立資金(解約返戻金)の試算

経過年数	積立資金 (解約返戻金)	受取差額	解約時利回り
3年	1,016,979円	16,979円	0.56%
5年	1,041,235円	41,235円	0.82%
10年	1,104,279円	104,279円	1.04%

(注) 1. 解約返戻金については、平成24年3月末まで有効です。2. 解約返戻金の表示金額は、各共済年度の12ヶ月目に解約を行った場合の数値を記載しており、それ以前に解約する場合は数値が異なります。3. 早期にご解約されますと、共済掛金に相当する額を下回る場合がありますので、ご注意ください。

POINT 1

手続き簡単!

医師の診察なしの簡単手続きで、気軽にご加入いただけます。(身体状況等によっては、お引受けできない場合もございます。)

POINT 2

頼れる一生の保障!

病気・災害による万一の場合を一生保障します。葬儀費用やローンの返済など万一のときの様々な出費への備えをカバーできます。(病気での万一保障は80歳まで経過期間に応じた金額となります。)

「万一」とは、死亡・所定の第1級後遺障害状態・所定の重度要介護状態をいいます。



(注) 1. 第1共済期間とは、契約日から被共済者が80歳に達する日の属する共済年度の末日までの期間をいいます。この間、病気での万一の保障が積み立てられていきます。2. 第2共済期間とは、第1共済期間満了日の翌日以降の期間をいいます。病気での万一のときの保障は、災害での万一のときと同額になります。



この資料は概要を説明したものです。ご検討にあたっては「重要事項説明書(契約概要)」を必ずご覧下さい。またご契約の際には「重要事項説明書(注意喚起情報)」および「ご契約のしおり・約款」を必ずご覧下さい。